

吹田市環境表彰選考基準

吹田市環境表彰要領第5条第1項に規定する吹田市環境表彰に係る選考基準は次のとおりとする。

被表彰候補者は、環境基本計画に掲げる以下の取組、その他の環境の保全及び創造に資する推進活動の普及・向上を目的とした継続的な取組（概ね3年以上の継続性を有すること。または、過去の実績は短期間でも将来、持続的な発展が期待される活動であること。）を実践しており、他の模範となるものとして高く評価される個人、団体及び事業所等とする。

（取組）

- 1 再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換
 - (1) ライフスタイルや事業活動の転換促進につながる取組
 - (2) 省エネルギー機器等の導入促進に係る取組
 - (3) 再生可能エネルギーの導入拡大に係る取組
- 2 資源を大切にする社会システムの形成
 - (1) 再生資源集団回収又は自主回収に係る取組
 - (2) ごみの減量・再資源化の意識の啓発及び高揚に係る取組
 - (3) その他、ごみの減量・再資源化推進活動の普及・向上を推進する取組
- 3 健康で快適なくらしを支える環境の保全
 - (1) 環境污染防治対策の推進に係る取組
 - (2) ヒートアイランド対策の推進に係る取組
 - (3) 環境美化活動の普及及び向上に寄与する取組
 - (4) 良好な生活環境の保全に顕著な功績が認められる取組
- 4 自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成
 - (1) みどりの次世代への継承につながる取組
 - (2) みどりの創造及び地域の拠点づくりに係る取組
 - (3) みどりのネットワーク化や人と地域を育む場づくりに係る取組
 - (4) 市民参加・協働によるみどりのまちづくりに係る取組
- 5 快適な都市環境の創造
 - (1) 景観まちづくりにつながる取組
 - (2) 自動車に過度に依存しない歩きたくなるまちづくりにつながる取組
- 6 その他以下の項目
 - (1) 環境パートナーシップ（連携・協働）の推進に係る取組
 - (2) 学校における環境教育の推進に係る取組
 - (3) 地域における環境教育の推進に係る取組